省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　三〇　二　日号外ページ

二六八　二三一七四　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　三〇　二

○外務省

防衛装備品及び他の関連物品の共同研究、共同開発及び共同生産を実施するために必要な武器及び武器技術の移転に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の署名に関する件　二　四

二六九　所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルク大公国との間の条約を改正する議定書によって改正された条約に関する書簡の交換に関する件　二　五

二七〇　脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とジャージー政府との間の協定の効力発生に関する件　二　169　三七

二七一　食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約への日本国の加入に関する件　二　169　三七

二七二　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件　六　二

二七三　ルワンダ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とルワンダ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　六　三

二七四　制憲議会選挙支援計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件　七　二

二七五　二千六年の海上の労働に関する条約の日本国による批准に関する件　七　172　八八

二七六　セネガル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の書簡の交換に関する件　八　四

二七七　コンゴ民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とコンゴ民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一四　二

二七八　人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一四　二

二七九　千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定へのニュージーランドの加入に関する件　一四　二

二八〇　標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書へのチュニジア共和国の加入に関する件　一四　二

二八一―二八三　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の口上書の交換に関する件　一四　二

二八四　国際連合教育科学文化機関の賛助する水災害の危険及び危機管理のための国際センター（第二区分）に関する日本国政府と国際連合教育科学文化機関との間の協定の署名に関する件　一四　二

二八五　国営テレビ局番組ソフト整備計画のための贈与に関する日本国政府とボツワナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一五　三

二八六　バイオマス燃料有効活用計画のための贈与に関する日本国政府とモルドバ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一一　一

二八七　紛失の届出により失効した旅券の告示　二二　184

二八八　円借款の供与に関する日本国政府とモルドバ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二三　二

二八九　モラ橋護岸計画のための贈与に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二九　三

二九〇　コンゴ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二九　三

二九一　スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二九　三

二九二　ソマリア連邦共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二九　三

二九三　マリ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二九　三

二九四　南スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二九　三

二九五　国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者を指定する件の一部を改正する件　三〇　一